

毎週月、水、金曜日発行

富山県報

平成30年3月16日

金曜日

第4327号

目次

告 示

- | | |
|--------------------------------|---|
| ○道路の区域変更 | 1 |
| ○道路の供用開始 | 2 |
| ○都市計画事業の事業計画の変更認可 | 3 |
| ○富山県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更の公表 | 4 |
| ○土地改良事業計画変更の認可 | 5 |

公 告

- | | |
|---------------|---|
| ○土地改良区の役員の就退任 | 6 |
|---------------|---|

告 示

富山県告示第122号

道路の区域変更について

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のとおり変更したので、同項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において3月16日から1箇月間一般の縦覧に供する。

平成30年3月16日

富山県知事 石 井 隆 一

道路の種類及び路線名	区 間	変 更 前後別	記号	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル	縦覧場所
県道 井波城端線	南砺市井口 326番から	変更前		最大 9.0 最小 9.0	9.6	砺波土木 センター
	南砺市井口 326番まで	変更後		最大 17.3 最小 10.9	9.6	

県道 富山大沢野線	富山市二松字中島割 562番 2から	変更前		最大 8.5 最小 4.2	140.0	富山土木 センター
	富山市二松字西島割 5番4 まで	変更後		最大 9.6 最小 7.0	140.0	
県道 小矢部伏木港 線	高岡市東海老坂字内輪子 457番2から 高岡市東海老坂字内輪子 448番3まで	変更前		最大 12.0 最小 12.0	50.0	高岡土木 センター
	高岡市東海老坂字内輪子 457番3から 高岡市東海老坂字内輪子 449番2まで	変更後		最大 21.0 最小 19.6	49.8	
県道 高岡やぶなみ 停車場線	高岡市羽広 361番地から 高岡市羽広一丁目 485番地 先まで	変更前		最大 12.4 最小 3.4	446.0	高岡土木 センター
	高岡市羽広 331番地から 高岡市北島字御蔵 1番5ま で	変更後		最大 33.2 最小 13.2	642.3	
県道 坪野小矢部線	砺波市権正寺2075番地先か ら	変更前		最大 9.6 最小 9.6	462.2	砺波土木 センター
	砺波市東開発2157番地先ま で	変更後		最大 10.4 最小 10.4	462.2	
国道 156号	南砺市利賀村栃原字高障子 4番5から	変更前		最大 38.8 最小 9.2	49.3	砺波土木 センター
	南砺市利賀村栃原字高障子 4番4まで	変更後		最大 60.6 最小 9.2	49.3	

富山県告示第123号

道路の供用開始について

次のとおり道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条

第2項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において3月16日から1箇月間一般の縦覧に供する。

平成30年3月16日

富山県知事 石 井 隆 一

道路の種類 及び路線名	区 間	供用開始の期日	縦覧場所
県道 井波城端線	南砺市井口 326番から 南砺市井口 326番まで	平成30年3月16日	砺波土木 センター
県道 富山大沢野線	富山市二松字中島割 562番2から 富山市二松字西島割 5番4まで	平成30年3月16日	富山土木 センター
県道 高岡やぶなみ 停車場線	高岡市羽広 331番地から 高岡市北島字御蔵 1番5まで	平成30年3月16日	高岡土木 センター
県道 坪野小矢部線	砺波市権正寺2075番地先から 砺波市東開発2157番地先まで	平成30年3月23日	砺波土木 センター

富山県告示第124号

都市計画事業の事業計画の変更認可について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成30年3月16日

富山県知事 石 井 隆 一

- 1 施行者の名称 朝日町
- 2 都市計画事業の種類及び名称
朝日都市計画下水道事業
朝日公共下水道（朝日処理区）

3 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

4 事業施行期間

平成9年2月7日から

平成37年3月31日まで

富山県告示第125号

富山県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更の公表について

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）第4条第7項の規定により、富山県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画（平成29年富山県告示第499号）の一部を平成30年3月5日付けで次のように変更したので、同条第10項において準用する同条第5項の規定により公表する。

平成30年3月16日

富山県知事 石 井 隆 一

第2項第1号及び第2号を次のように改める。

- (1) 第一種特定海洋生物資源ごとの平成29年の管理の対象となる期間及び知事管理量は、次のとおりとする。

【まあじ】

平成29年1月から平成29年12月まで 若干

【まいわし】

平成29年1月から平成29年12月まで 若干

【まさば及びごまさば】

平成29年7月から平成30年6月まで 若干

【するめいか】

平成29年4月から平成30年3月まで 若干

【ずわいがに】

平成29年7月から平成30年6月まで 52トン

- (2) 第一種特定海洋生物資源ごとの平成30年の管理の対象となる期間及び知事管理量は、次のとおりとする。

【まあじ】

平成30年1月から平成30年12月まで 若干

【まいわし】

平成30年1月から平成30年12月まで 若干

【まさば及びごまさば】

平成30年7月から平成31年6月まで (注)

【するめいか】

平成30年4月から平成31年3月まで 若干

【ずわいがに】

平成30年7月から平成31年6月まで (注)

- (注) 平成30年のまさば及びごまさば、ずわいがにの管理量については、管理の対象となる期間が開始する前までに設定する。

富山県告示第126号

土地改良事業計画変更の認可について

大門町土地改良区から申請のあった土地改良事業計画変更については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、平成30年3月9日認可した。

平成30年3月16日

富山県知事 石 井 隆 一

公 告

土地改良区の役員の退任

庄川沿岸用水土地改良区連合の役員であった次の者が平成29年5月31日退任した旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により公告する。

平成30年3月16日

富山県知事 石 井 隆 一

職 名	氏 名	住 所
理 事	吉 野 勉	射水市野村 673番地
監 事	石 黒 勝三郎	射水市戸破3477番地

土地改良区の役員の就任

庄川沿岸用水土地改良区連合の役員に次の者が平成30年2月16日就任した旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により公告する。

平成30年3月16日

富山県知事 石 井 隆 一

職 名	氏 名	住 所
理 事	安 田 克 則	射水市殿村 204番地
監 事	佐々木 章	射水市中野 620番地 1